

岐阜県公報

号外(二) 令和五年三月三十一日

目次

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

一

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

二

訓令

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

(税務課)

二

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十一号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の三の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条中「第二百三十一条の二第六項」を「第二百三十一条の二の五第一項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

第十二条の四中「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に改める。

第七十二条中「第五十九条第一項」を「第五十九条」に改める。

第七十五条中「第七十三条の十八第三項」を「第七十三条の十八第四項」に改める。

附則第四条第一項を削り、同条第二項中「附則第七条の四第三項、第六項又は第八項」を「附則第七条の四第三項又は第五項」に、「附則第七条の四第一項、第五項又は第七項」を「附則第七条の四第二項又は第四項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「附則第七条の四第三項、第六項又は第八項」を「附則第七条の四第三項又は第五項」に改め、同項を同条第二項とする。

印刷費
印刷費に

第二十号様式中 指定代理 納付	枚	円	を	よる納付 地方税 共同機構
-----------------------	---	---	---	---------------------

枚	円	に改める。
枚	円	

第九十三号様式中「第73条の18第3項」を「第73条の18第4項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現に改正前の岐阜県税条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、改正後の岐阜県税条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。
- 岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十二号

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例施行規則（平成二十八年岐阜県規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中

（該当する場合は にしを記入）
 租税特別措置法第10条第8項第6号に規
 租税特別措置法第42条の4第19項第7号

者

定する中小事業者に規定する中小企業

（該当する場合は にしを記入）
 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事
 租税特別措置法第42条の4第19項第7号に規定する中
 者
 法人税法第66条第6項に規定する中小通算法人

業者 小企業 に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第一号

総 務 部
出 納 事 務 局
各 県 税 事 務 所
自 動 車 税 事 務 所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正す

る。

附則第三項中「附則第七条の四第二項、第三項、第六項若しくは第八項」を「附則第七條の四第三項若しくは第五項」に改める。

別記第三十七号様式その一裏面を次のように改める。

(裏面)

あなた(貴社)の県税が裏面のとおりに滞納となつておりましたので、滞納となつておりました以上の表の規定及び岐阜県税条例第15条の規定により、督促状を差します。

Table with 3 columns: 税目 (Tax Item), 根拠規定 (Basis of Provision), 備考 (Remarks). Lists various taxes like 法人県民税, 県民税, 県民税特別徴収税額, etc.

(延滞金)

納期限後(延滞)に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に依り、税額(その額に1,000円未満の端数があるときは、又はその金額の95.0000未満であるときは、その端数金額)又はその全部を切り捨てる)に、年10パーセントの割合(平成22年1月1日から令和2年10月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年に当該税法第173条の規定(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定)に準じて算出する。

(滞行場所等)

- 滞行場所等は、次のとおりです。
○ 岐阜県内の普通銀行(ゆづり上銀行を除く)、信用金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用金庫協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
○ 岐阜県内の大垣共済銀行及び十六銀行の支店並びに共済は銀行、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店
○ 他に滞行可能な金融機関については、地方税共同機関のHPにおいてご確認ください

- ゆづり上銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けた銀行に理業を委ねる郵便局
○ 岐阜県内の郵便事務所
○ 次に掲げるコンビニエンスストア等
セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキフーズ、マルエー、ローソン、MANI店舗を設置する店舗

- 備考 1 QRコードからスマートフォン決済アプリを利用して納付することができます。(決済可能金額は、アプリにより異なります。)なお、利用可能な決済アプリについては、地方税共同機関のHPにおいてご確認ください。
2 上記の金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応している金融機関)に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング(インターネット等)による金融機関)の取引、ATM(現金自動払込機)等を利用して納付することができます。
3 地方税お支払サイトにおいて、クレジットカード又はインターネットバンキングを利用して納付することができます。

- 4 スマートフォン決済アプリ、クレジットカード又は口座振替機を利用して納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要の場合は、上記の金融機関の窓口、コンビニエンスストア等で納付してください。
5 Pay-easy又はPayB(ペイビー)をご利用いただけるかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

QR codes for QR payment and mobile app payment, with labels like '地方税お支払サイト' and '検索'.

より明示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特別徴収割合」といふ。)が7パーセントの割合を超えた場合(以下「超過特別徴収割合」といふ。))が7パーセントの割合に満たない場合は当該特別徴収割合(その額に100円未満の端数があるときは、又はその金額の95.0000未満であるときは、その端数金額)又はその全部を切り捨てる)に、年10パーセントの割合(平成22年1月1日から令和2年10月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年に当該税法第173条の規定(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定)に準じて算出する。

地方税法に定めらる各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。
(滞行通知)
この処分について不服があるときは、地方税法及び行財政不服審査法の定めるところにより、この督促状を受けた日の翌日から起算して3か月以内(当該期間の到来よりも地方税法第19条の4の規定による期限の到来が早いときは、その期間まで)に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができ、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

滞行場所等は、次のとおりです。
○ 岐阜県内の普通銀行(ゆづり上銀行を除く)、信用金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用金庫協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
○ 岐阜県内の大垣共済銀行及び十六銀行の支店並びに共済は銀行、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店
○ 他に滞行可能な金融機関については、地方税共同機関のHPにおいてご確認ください

別記第三十七号様式その三(裏面)のつくりかた

(裏面)

【お知らせ】

あなた（貴社）の自動車税種別割が表面のとおり滞納となつておりますので、地方税法第177条の19及び岐阜県条例第15条の規定により、督促状を發します。

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この督促状を受けた日の翌日から起算して3か月以内（当該期限の到来よりも地方税法第19条の4の規定による期限の到来が早いときは、その期限まで）に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができま

(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、
(2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【延滞金について】
納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合（平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間について当該期間に属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特別基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（以下「普通基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該普通基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

表面に延滞金額が印刷されているものは、発付日の翌日現在の延滞金が記載されています。納付が遅れますと延滞金が増えます。増加分については、後日、納付書が送付されますので、必ず増加分の延滞金の納付もしてください。

【納付場所】

岐阜県内の普通銀行、信用金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所、岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店並びに銀行及び三井住友銀行の本店又は支店
※他に納付可能な金融機関については、地方税共同機構のHPにおいてご確認ください。

岐阜県内の国税事務所及び自動車税事務所

ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局

(左記納付場所の続き)

- 次に掲げるコンビニエンスストア等
- ・ゼブローネレゾン
- ・デイリーヤマザキ
- ・ファミリーマート
- ・ミニストップ
- ・ヤマザキスベジナルパートナーショップ
- ・ローソン
- ・MMK端末を設置する店舗

コンビニ等取扱期限後は、コンビニ等で納付できません。

スマートフォン決済アプリを利用して納付することができます。なお、利用可能な決済アプリについては、地方税共同機構のHPをご確認ください。


地方税お支払サイトにおいて、クレジットカード又はインターネット決済サービス等を利用する場合は、金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください。

スマートフォン決済アプリ又はクレジットカードは、領収証書が必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください。


Pay-easy又はPayB（ペイビー）をご利用いただけるかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

別記第百八十三号様式その一裏面を次のように改める。

(裏面)

(延滞金)
納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に
じ、税額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満である
ときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセントの割合(当該
期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に
年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特別基礎割合」という)が年7.3パ
ーセントの割合に規定した割合)に当該延滞金特別基礎割合(7.3パーセントの割合
を加算した割合)を金額に算入し、金額に算入する延滞金の額(その額は100円未満の端数
を切り捨てる。)に、又は、年末(12月31日)までの期間の日数に当該延滞金特別基礎
割合(7.3パーセント)に当該延滞金特別基礎割合(7.3パーセント)の割合を加算し
た割合)に算入した割合)が年7.3パーセントの割合を加算した割合)となりま
す。(督促)
納期限までに税金が完納されないときは、納期限後20日以内に督促状を發します。
(滞納処分)
督促状を發した日から起算して10日を経過した日まで完納されないときは、地方税
法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により
滞納処分をすることがあります。
(審査請求)
この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところに
従って、次のとおりです。
(納付場所等)
○ 岐阜県内の普通銀行(ゆうちょ銀行を除く)、信用金庫、専修労働金庫、信用組
合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
○ 岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店並びにみずほ銀行、三菱UFJ銀行
及び三井住友銀行の本店又は支店
○ 他に納付可能な金融機関については、地方税共同機構のHPにおいて
ご確認ください
共同納税対応金融機関 検索 

ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む
郵便局
○ 岐阜県内の県税事務所
○ 次に掲げるコンビニエンスストア等
セブンイレブン デイリーヤマザキ フレッシュマート ミニストップ
キンスジャナル トナリーショップ ローソン MINIKI端末を設置する店舗
備考 1. QRコードからスマートフォン決済アプリを利用して納付することができま
す。(決済可能金額は、アプリによって異なります)なお、利用可能な決済ア
プリについては、地方税共同機構のHPにおいてご確認ください。
2. 上記の金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応しているインターネット
の取引(ATM(現金自動預払機)等)を利用して納付することができます。
3. 地方税お支払サイトにおいてクレジットカード又はインターネットバンキ
ングを利用して納付することができます。
4. スマートフォン決済アプリ、クレジットカード又は口座振替等を利用して納付
された場合は、領収証事が発行されません。領収証事が必要な場合は、上記の
金融機関の窓口、コンビニエンスストア等へ納付してください。
5. Pay-easy又はPay B(ペイビー)をご利用いただけるかどうかは、
ご利用の金融機関にお問い合わせください。

地方税お支払サイト 検索 

上り、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐
阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通
知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分
の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることがで
きなくなります。
(処分の取消しの訴え)
処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受け
た日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜
県知事が被告の代表者となり)提起することができます。な
お、処分の取消しを提起することとされないこととされていますが、次の(1)
から(3)までのいずれかかに該当するときは、裁決を提起しなくても処分
の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないと
き。
(2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を
避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第百八十三号の二様式その一裏面を次のように改める。

(裏面)

(延滞金)

納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合（当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特別基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該延滞金特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（延滞金特別基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合は、年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセント（倍率）となりませう））となりませう。

(滞納処分)

滞納状態を免れた日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。

(納付場所等)

- 岐阜県内の普通銀行（ゆうちょ銀行を除く）、信用金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
- 岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店並びにみずほ銀行、三井UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店
- 他に納付可能な金融機関については、地方税共同機構のHPPにおいてご確認ください

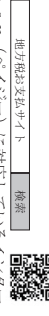


- ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局
- 岐阜県内の県税事務所

- 次に掲げるコンビニエンスストア等

- セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキ
- キスデッシュ、マルバード、ローソン、MINI、備前を設置する店舗

- 備考 1 QRコードからスマートフォン決済アプリを利用して納付することができませう。決済可能金額は、アプリによって異なります。なお、利用可能な決済アプリについては、地方税共同機構のHPPにおいてご確認ください。

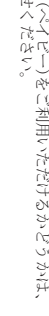
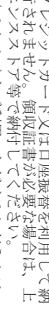


- 2 上記の金融機関のPayment（ペイジー）に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンク（インターネット等による金融機関との取引）、ATM（現金自動預払機）等を利用して納付することができます。

- 3 地方税お支払サイトにおいて、クレジットカード又はインターネットバンキングを利用して納付することができます。



- 4 スマートフォン決済アプリ、クレジットカード又は口座振替を利用して納付された場合は、領収証書が発行されませう。領収証書が必要な場合は、上記の金融機関の窓口、コンビニエンスストア等で納付してください。
- 5 Payment又はPayB（ペイビー）をご利用いただけるかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。



別記第九十三号様式中

「 法第72条の2 第1項第3号 に掲げる事業 」	所得割額	円	
	付加価値割額	円	
「 法第72条の2 第1項第4号 に掲げる事業 」	資本割額	円	
	収入割額	円	
合計		円	

「 法第72条の2 第1項第3号 に掲げる事業 」	所得割額	円	
	付加価値割額	円	
「 法第72条の2 第1項第4号 に掲げる事業 」	資本割額	円	
	収入割額	円	
合計		円	

「
」

円
円
円
円
円
円
円
円
円
円

別記第九十七号様式及び別記第二〇一号様式表面中「(40)」を「(46)」と「(48)」

「
計 (18) + (19) + (21) + (23) + (25) + (27) + (29) + (31) + (33)
」

(34)

「 法第四号に掲げる 第七十二条の二第 一 項 」	付加価値額の総額	
	付加価値額	
	資本金等の額の総額	
	資本金等の額	
	収入金額の総額	
	収入金額	
計 (18) + (19) + (21) + (23) + (25) + (27) + (29) + (31) + (33) + (35) + (37)		

(34)					
(35)					
(36)					
(37)					
(38)					
(39)					
+(39) (40)					

「(35)」を「(41)」と「(36)」を「(42)」と「(37)」を「(43)」と「(38)」

--	--	--	--

」
を「(44)」に「(39)」を「(45)」に「(34)」を「(40)」に「(41)」を「(47)」
に「(42)」を「(48)」に「(43)」を「(49)」に「(44)」を「(50)」に「(45)」を
「(51)」に「(46)」を「(52)」に「(47)」を「(53)」に改定。
別記第1百四十七号様式その一裏面を次のように改定。

(裏面)

<p>(延滞金) 納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセントの割合(当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合に相当する延滞金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合(延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した場合、当該加算した割合))となります。(督促) 納期限までに税金が完納されないときは、納期限後50日以内に督促状を発します。 (滞納処分) 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法第177条の21及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。 (審査請求) この税の賦課について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分、通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、おできなくならないです。 (処分の取消しの訴え) 処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消し及び訴えは、当該審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	<p>(納付場所) ○岐阜県内の普通銀行、信用金庫、東海労働金庫、車庫信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所 ○岐阜県外の大垣共立銀行及びみずほ銀行、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店 ※他に納付可能な金融機関については、地方税共同機構のHPにおいてご確認ください。 共通納税窓口(金融機関) 検索 ○ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行理業を営む郵便局 ○岐阜県内の県税事務所及び自動車税事務所</p>	<p>(左記納付場所の続き) ○次に掲げるコンビニエンスストア等 ・セブンイレブン ・デイリーヤマザキ ・ミニマリア ・ニックス ・ヤマザキスズパルパートナーショップ ・ローソン ・MMK端末を設置する店舗 コンビニ等で納付できません。 ○スマートフォン決済アプリを利用し、利用可能な決済アプリについては、地方税共同機構のHPをご確認ください。 ○スマートフォン決済アプリ(Pay-easy(ペイジー))に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング(インターネット等による金融機関との取引)、ATM(現金自動預払機)等を利用して納付することがあります。 ○地方税お支払サイトにおいて、クレジットカード又はインターネットバンキングを利用して納付することができます。 地方税お支払サイト 検索</p> <p>(ご注意) ・スマートフォン決済アプリ又はクレジットカードを利用して納付された場合は、領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください。 ・Pay-easy又はPayB(ペイビー)をご利用いただけるかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。</p>
--	--	---

附則 令和五年四月一日から施行する。